

「第三者による CM 使用(テレビ番組内)」に関する権利処理について

JAMでは現在CM情報センターで行われている第三者からのCM使用の申請及び許諾処理に対応するため、著作権委員会においてとりまとめた「広告音楽使用許諾書（第三者使用）」により申請者に対し、一定の条件のもとにその使用を許諾していく業務を行なっています。

現在のところ第三者使用のほとんどがテレビ番組の素材としてのCM使用であり、使用者は放送局に限定されています。JAMでは原則として当面の間、テレビ番組内での使用に限定し、その許諾を行いません。

【許諾業務の範囲】

許諾に際しては

1. 著作物使用「著作権」
2. 音源使用「著作隣接権」

の二本だての処理とし、以下の条件のもとに許諾を降ろします。

著作物使用「著作権に関すること」

本連盟加盟社の制作する広告音楽の著作物（楽曲）、及び広告主以外の第三者使用に関する権利処理事務の委託を受けている著作物のうち、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に管理されていない著作物の使用についてのみ、その著作者の同意のうえ取り扱う。

音源使用「著作隣接権に関すること」

本連盟加盟社の制作する広告音楽の音源、及び広告主以外の第三者使用に関する権利処理事務の委託を受けている音源の使用について取り扱う。

■ 事務処理の流れ

1. 利用者(放送局・番組制作会社)からの使用申し込み

2. JAM から「広告音楽使用申込書」を利用者へ送る

3. 利用者からの「広告音楽使用申込書」の返信を受けて、
使用申し込み CM の音楽制作会社を調べる。

4. JAM から音楽制作会社に対し、「広告音楽使用同意書」を送る。

5. 音楽制作会社からの「広告音楽使用同意書」の返信を受けて、
「広告音楽使用許諾書(第三者使用)」を利用者へ送る。

この際、「広告音楽使用同意書」により著作物がJASRACの管理にあるか否かを確認し、同意が得られたもののうち管理下にある場合は「広告音楽(音源)使用許諾書」のみを送り、JASRAC非管理の場合はその著作者の同意のうえ、「広告音楽(著作物)使用許諾書」及び「広告音楽(音源)使用許諾書」の2点を送ります。

6. 利用者から使用実績(実際の放送)の変更連絡がない場合、
「広告音楽使用申込書」の通り請求を行う。

広告音楽使用申込書: http://www.jam.or.jp/handbook/tv_mosikomi.pdf